

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年7月31日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「地番参考図と路線価図をSHAPEファイル形式（拡張子が、「.shp」、「.shx」、「.dbf」の3つ）で、マスターデータと一緒にご提供を頂きたい。*マスターデータとは大字・小字コード管理表です。」について、鹿児島市情報公開条例第17条第1項に該当し、他の法令等の規定により、同一の方法で開示することとされていることを理由として開示請求を却下とした決定（以下「本件処分」という。）は妥当ではなく、これを取り消し、不開示決定をすべきである。

第2 請求対象文書及び決定の内容

1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

地番参考図と路線価図をSHAPEファイル形式（拡張子が、「.shp」、「.shx」、「.dbf」の3つ）で、マスターデータと一緒にご提供を頂きたい。*マスターデータとは大字・小字コード管理表です。

2 決定の内容

本件対象公文書として、「地番図（地籍図）」を特定し、当該公文書が鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号。以下「条例」という。）第17条第1項に該当し、他の法令等の規定により、同一の方法で開示することとされていることを理由とする、却下決定

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 趣旨及び理由

処分を取り消すとの裁決を求める。

(1) 「鹿児島市情報公開条例第17条第1項」に基づき、他の法令等の規定により、同一の方法で開示することとされているため開示請求は、却下しますとされていますが、「鹿児島市情報公開条例第17条第1項」は平成13年（2001年）即ち22年以上も前に制定された条例であり明確に「情報化の進展状況等を勘案した」条例であるとは思えません。情報化の進展は日進月歩であり、政府もそれを積極的に推進していることは、人口に膾炙されています。2001年当時は中央政府に「デジタル庁」なども存在していませんでした。かかる時代に制定された条例を根拠に私の請求を却下されたことは、到底承服致し兼ねますので、客観的第三者の有識者の方による審査をお願い申し上げる次第です。

(2) 現在800余りある、自治体に対して同様の依頼をしているが、多くの自治体から既にデータの提供を得ている。鹿児島県でも、A市、B市、C市、D市等から既に情報の提供を頂いていることから、shape file形式での地籍図の提供は技術的、法律的な観点からの問題はないと思われること。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

(1) 審査請求書に対する認否

ア 「4 審査請求の理由」の2. について

「現在800余りある、自治体に対して同様の依頼をしているが、多くの自治体から既にデータの提供を得ている。鹿児島県でも、A市、B市、C市、D市等から既に情報の提供を頂いている」は、不知

「法律的な観点からの問題はないと思われる」については、提供しなければならない法的根拠はないことから、否認する。

(2) 処分理由

本件審査請求に係る公文書を用紙に出力すると、地番図（地籍図）そのものであり、地番図（地籍図）については、本市の窓口において、鹿児島市手数料条例（平成12年条例第51号）第2条第1項第16号に基づき、用紙1枚につき300円で交付しているところである。

従って、本件審査請求に係る公文書は、地番図（地籍図）として一般に開示していることから、鹿児島市情報公開条例第17条第1項に該当し、「他の法令等の規定により、同一の方法で開示することとされている場合には、当該公文書については、同一の方法による開示を行わない」と規定されているため、審査請求人に対し却下とした処分庁の本件処分は適法である。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「地番参考図」と「路線価図」をSHAPEファイル形式で構成したものである。

(2) 本件処分の妥当性の検討

実施機関は、本件審査請求に係る公文書を用紙に出力すると、地番図（地籍図）そのものであり、条例第17条第1項に該当し、同一の方法による開示を行わない旨が規定されているため、本件開示請求を却下としたとの主張をしていることから、その妥当性について検討する。

ア 本件開示請求対象公文書と地番図（地籍図）の同一性について

開示請求者が主張する「路線参考図」とは、本市においては、「地番現況図データ」に該当するものであり、町名（大字名）、地番、筆界線、路線価、課税台帳情報（所有者名、評価額、課税標準額、固定資産税相当額等）が一体となって構成されている電磁的記録である。他方、地番図（地籍図）とは、町名（大字名）、地番及び筆界線が記載されており、ポリエステルフィルムを原本として保有し、請求に応じて鹿児島市手数料条例の規定により手数料を徴収し、閲覧又は写しの交付を行っているものである。

実施機関は、「地番現況図データ」を用紙に出力し、不開示情報を除いた場合、それは地番図（地籍図）そのものである旨を主張するが、各公文書に記載された情報は全く同一ではなく、「地番現況図データ」を用紙に出力し、不開示情報を除いた結果、地番図（地籍図）と同一の情報が記載された文書となったとしても、そのことをもって両者が同一の文書であり、他の法令の規定により同一の方法で開示されることとなっているとはいふことはできない。

イ 本件対象公文書の特定の妥当性

条例第16条では開示の実施について、電磁的記録は、その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うこととしており、鹿児島市情報公開条例施行規則（平成13年規則第16号）第2条第3項において、電磁的記録に不開示情報を含む場合にあっては、当該記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付により、開示を実施することと規定されている。

実施機関は、「地番現況図データ」に個人情報等の不開示情報が含まれており、用紙に出力する方法により開示することとなるため、地番図（地籍図）と同一であり、地番図（地籍図）を特定したとしているが、本件開示請求は、「SHAPEファイル」を指定した、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を請求対象としている。請求対象公文書自体が電磁的記録であり、「地番現況図データ」そのものを対象公文書として特定すべきであったと解される。この点から、対象公文書を地番図（地籍図）であると特定し、開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当ではないと判断される。

(3) 対象公文書の開示又は不開示の検討

ア 「地番現況図データ」の内容

「地番現況図データ」は、(2)アに記載のとおり、町名（大字名）、地番、筆界線、路線価等の情報と固定資産税課税台帳情報である所有者名、評価額、課税標準額、課税地積等が一体となって構成されている電磁的記録である。所有者名、評価額、課税標準額等は、個人を識別することができる情報又は個人若しくは法人の財産、課税等に関する情報であり、条例第7条第2号又は第3号に該当する不開示情報である。

実施機関によると、「地番現況図データ」を処理する現行の業務用システムにおいては、これらの不開示情報のみを除去することや、電磁的記録上で被覆処理を行うことはできないとのことである。

イ 部分開示の可能性

条例第8条第1項では、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨を定めている。「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」とは、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、不開示情報に係る部分を物理的に取り除くことができるときであり、概念上区分けすることが困難である場合だけでなく、区分けは容易であるが、不開示情報が記録されている部分を公文書から除去することが技術的に困難である場合にも、部分開示の義務がないことを明らかにしたものであるとされている。

本件対象公文書である「地番現況図データ」は、(3)ア記載のとおり、電磁的記録上での不開示情報の物理的な除去が困難であり、また、請求対象公文書が電磁的記録であることから、部分開示を行うことができず、公文書の全部を開示しないこととする不開示決定が妥当であると判断される。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他、種々の主張を行っているが、いずれも本審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年11月28日	鹿児島市長からの諮問を受けた。
令和5年12月18日 (第7回審査会)	諮問の審議を行った。
令和6年2月16日 (第8回審査会)	諮問の審議を行った。
令和6年4月30日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
令和6年5月29日 (第2回審査会)	答申案の審議を行った。